



和歌山県・紀の川市

7年度に引き続き実施！ コンビニ交付証明書が一律10円に行かない窓口(コンビニでの証明交付)を推進します

紀の川市では、マイナンバーカードの普及にともない増加傾向にあるコンビニでの証明交付を、さらに促進し、みなさまにデジタル化の利便性を実感してもらう機会づくりを進めています。

令和7年度に引き続き、マイナンバーカードを用いたコンビニでの証明書手数料を一律10円に減額する取り組みを継続します。期間は令和9年3月31日までです。

夜間や早朝時でも利用できる身近なコンビニで、市民のみなさまにデジタル行政サービスの利便性を実感していただく機会をつくります。

コンビニ交付証明書を利用していたことで、窓口の混雑緩和につながり、より丁寧なサービスの提供に努めていきます。

紀の川市からのお知らせ

**マイナンバーカードなら
コンビニでいろんな証明書を
簡単に便利に取得できます!**

さらなる
利用促進のため
期間延長!
**令和9年
3月31日(水)
まで**
※紀の川市発行の
証明書に限ります。

マイナンバーカードを利用してコンビニ等のマルチコピー機（キオスク端末）の「行政サービス」メニューをご自分で操作し、証明書が簡単に取得できます。市役所が開庁していない土・日曜日や休日、夜間などにもご利用できて便利です。ぜひご利用ください。（下記のご利用可能時間をご確認ください）

ご利用には、“マイナンバーカード”が必要です。
ご準備いただくもの：「マイナンバーカード」、「利用者証明用電子証明書」の暗証番号（4桁の数字）

利用できる店舗	取得できる証明書	ご利用可能時間
<ul style="list-style-type: none"> ●セブンイレブン ●ファミリーマート ●ローソン <small>※このほか、全国のコンビニ等のマルチコピー機が設置されている店舗</small>	<ul style="list-style-type: none"> ○住民票の写し ○印鑑登録証明書 ○所得(非)課税証明書 ○戸籍全部事項証明書 ○戸籍個人事項証明書 ○戸籍の附票の写し <small>※本籍が別の市の方に限ります。 ※急変戸籍・除籍や住民票の除籍などは取得できません。</small>	<p>6:30~23:00 ※年末年始(12/29 から 1/3 まで)とメンテナンス日(不連続)を除く。</p> <p>平日 9:00~17:30 ※市役所開庁日のみ ※土・日・祝・年末年始 (12/29 から 1/3 まで) とメンテナンス日 (不連続)を除く</p> <p>※各店舗の営業時間内に限ります。</p>

詳しくは <https://www.city.kinokawa.lg.jp/01/kana.html>

※紀の川市窓口における交付は従来通りの金額となります。

お問い合わせ先 ○市民課(住民票・印鑑証明・戸籍・別居) ☎0736-77-2511 (代表)
◎税務課(所得(非)課税証明書)

【本件に関する問い合わせ先】

和歌山県 紀の川市役所 市民部市民課 担当:山中・中川
TEL:0736-77-2511 FAX:0736-79-3924
E-MAIL:k050100-001@city.kinokawa.lg.jp

